

スーパー定期 「縁満 (えんまん)」 商品説明書

商 品 名	スーパー定期 「縁満(えんまん)」
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・満 60 歳以上の方で当金庫に公的年金の受取予約を既にしていただいた方。 ・満 60 歳以上の方で当金庫に公的年金の受取予約をしていただける方。
預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年の自動継続式定期預金 (元利金継続・元金継続)
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・新規契約のみで一括預入と致します。 ・10 万円以上 500 万円以内 ・1 円単位
払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年ものスーパー定期の店頭表示金利に年 0.20% 上乗せ致します。上乗せ金利の適用は最長 3 年間とし、以降の適用金利は、満期日当日の「1 年ものスーパー定期」の店頭表示金利とさせていただきます。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 1 月 1 日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので 20.315% (所得税 15.315% 住民税 5%) の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率)
中途解約の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期に準じます。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部 (9 時～17 時、電話：0120-160-455) にお申し出ください。 ・紛争解決措置 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀弁護士会 (電話：077-522-3238) ・東京弁護士会 (電話：03-3581-0031) ・第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588) ・第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人さま 500 万円までのご利用に限らせていただきます。 ・当金庫の定期預金から本商品への預け替えはできません。 (但し、退職金専用定期預金「ゴールデンエイジ」からの預け替えは可能です) ・金利環境の変化等により適用金利の変更または、募集を中止することがあります。 ・証書式、通帳式、総合口座でのお取扱いができます。 ・ATM でのお取扱いはできません。 ・預金保険の対象商品です。 (お一人あたり元本 1,000 万円までとその利息が保護されます)

(令和 6 年 7 月 17 日現在)